

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 920 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 831 1331"><u>2024年4月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 848 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1748 562 2160 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1831 1297 2071 1331"><u>2024年5月1日</u></p> <p data-bbox="1813 1444 2089 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>(実施期日)</u> 1 この改正約款は、2024年5月1日から実施します。 <u>(経過措置)</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 <u>(特例措置)</u> 3 別記1(1)の市町村の区域東かがわ市及び伊方町において、2024年5月1日から2025年4月30日までの間に、当社が指定する方法で光ネットサービス契約の新規契約を行い、当社が別に定める条件を満たした光ネットサービス契約者には次の特例措置を実施します。ただし、最低利用期間の起算日において光電話サービス契約のコース4の提供を受けていた場合を除きます。 (1) 月額料金について、光ネットサービス契約の月額料金が課金される月から11ヶ月間に限り、0円とします。 (2) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。 (3) 別の市町村へ契約者回線等の移転を行った場合、(1)の特例措置の適用は終了するものとします。</p>	